

○経済産業省令第 号

意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第三条の二の規定に基づき、及び同令を実施するため、意匠登録令施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

意匠登録令施行規則の一部を改正する省令

意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(意匠登録原簿の記録)	(意匠登録原簿の記録)

第三条 「略」

2・3 「略」

4 関連意匠登録番号記録部には、基礎意匠の意匠権の意匠登録原簿にあつては全ての関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）の意匠権の登録番号を、関連意匠の意匠権の意匠登録原簿にあつては他の全ての関連意匠の意匠権の登録番号を記録しなければならない。

5～8 「略」

（意匠権の設定の登録の方法）

第四条 意匠権の設定の登録（意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「

第三条 「略」

2・3 「略」

4 関連意匠登録番号記録部には、本意匠の意匠権の意匠登録原簿にあつてはすべての関連意匠の意匠権の登録番号を、関連意匠の意匠権の意匠登録原簿にあつては他のすべての関連意匠の意匠権の登録番号を記録しなければならない。

5～8 「略」

（意匠権の設定の登録の方法）

第四条 意匠権の設定の登録（意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「

国際意匠登録出願」という。)についてのものを除く。)をすることは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠登録出願の年月日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があった旨及びその年月日並びに意匠法第六条第一項の規定により提出した願書に記載された意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途(以下「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」という。)を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

第四条の二 国際意匠登録出願についての意匠権の設定の登録をするときは、登録番号記録部と

国際意匠登録出願」という。)についてのものを除く。)をすることは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠登録出願の年月日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があった旨及びその年月日並びに意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)第六条の規定による物品の区分(以下「物品の区分」という。)を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

第四条の二 国際意匠登録出願についての意匠権の設定の登録をするときは、登録番号記録部と

して登録番号を、表示部として意匠法第六十条の六第一項に規定する国際登録の日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならぬ。

(関連意匠の意匠権の設定の登録の方法)

第五条 関連意匠の意匠権の設定の登録をするときは、前二条の規定により記録すべき事項のほか、表示部として基礎意匠の意匠登録出願の年月日及び登録番号並びにその意匠権が関連意匠の意匠権である旨を記録しなければならぬ。

して登録番号を、表示部として意匠法第六十条の六第一項に規定する国際登録の日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに物品の区分を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならぬ。

(関連意匠の意匠権の設定の登録の方法)

第五条 関連意匠の意匠権の設定の登録をするときは、前二条の規定により記録すべき事項のほか、表示部として本意匠の意匠権の登録の年月日及び登録番号並びにその意匠権が関連意匠の意匠権である旨を記録しなければならぬ。

2 前項の場合において、基礎意匠の意匠権が消

滅しているときは、表示部として基礎意匠の意

匠権の抹消の原因及び年月日を記録しなければ
ならない。

3 関連意匠の意匠権の設定の登録をしたときは
、基礎意匠の意匠権の登録に関連意匠登録番号
記録部としてその登録番号を記録しなければな
らない。

4 前項の場合において、関連意匠に係る基礎意
匠の意匠権に他の関連意匠の意匠権があるとき
は、他の全ての関連意匠の意匠権の登録に関連
意匠登録番号記録部としてその登録番号を記録
しなければならない。

〔新設〕

2 関連意匠の意匠権の設定の登録をしたときは
、本意匠の意匠権の登録に関連意匠登録番号記
録部としてその登録番号を記録しなければなら
ない。

3 前項の場合において、関連意匠に係る本意匠
の意匠権に他の関連意匠の意匠権があるときは
、他のすべての関連意匠の意匠権の登録に関連
意匠登録番号記録部としてその登録番号を記録
しなければならない。

5 前二項の場合においては、基礎意匠又は関連

意匠の意匠権の消滅により意匠登録原簿におけ

る登録を閉鎖意匠原簿に移した後においても、

当該閉鎖意匠原簿の関連意匠登録番号記録部と

してその登録番号を記録しなければならない。

(基礎意匠の意匠権が消滅した場合の登録の方

法)

第五条の二 基礎意匠の意匠権の消滅によりその

抹消の登録をしたときは、その全ての関連意匠

の意匠権の記録の表示部にその原因及び年月日

を登録しなければならない。

2 前項の場合においては、関連意匠の意匠権の

消滅により意匠登録原簿における登録を閉鎖意

〔新設〕

(本意匠の意匠権が消滅した場合の登録の方法

)

第五条の二 本意匠の意匠権の消滅によりその抹

消の登録をしたときは、そのすべての関連意匠

の意匠権の記録の表示部にその原因及び年月日

を登録しなければならない。

〔新設〕

匠原簿に移した後においても、当該閉鎖意匠原簿の意匠権の記録の表示部にその原因及び年月日を登録しなければならない。

(関連意匠の意匠権の一が消滅した場合の登録の方法)

第五条の三 関連意匠の意匠権の消滅によりその抹消の登録をしたときは、基礎意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

2 前項の場合において、関連意匠に係る基礎意匠の意匠権に他の関連意匠の意匠権があるときは、他の全ての関連意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹

(関連意匠の意匠権の一が消滅した場合の登録の方法)

第五条の三 関連意匠の意匠権の消滅によりその抹消の登録をしたときは、本意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

2 前項の場合において、関連意匠に係る本意匠の意匠権に他の関連意匠の意匠権があるときは、他のすべての関連意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹

消記号を記録しなければならない。

3|| 前二項の場合においては、基礎意匠又は関連

意匠の意匠権の消滅により意匠登録原簿における登録を閉鎖意匠原簿に移した後においても、

当該閉鎖意匠原簿の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

消記号を記録しなければならない。

〔新設〕

備考 表中の「」は注記である。

様式第一（第一条の二関係）を次のように改める。

※意匠登録令施行規則様式（様式第一）

様式第一の二（第一条の二関係）を次のように改める。

附 則

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。